

競輪事業の課題等に関する法令面の整理

平成30年2月22日
経済産業省製造産業局
車両室

競輪事業の課題と今後の取り組みの方向性①

	JKA
課題 I JKAの組織・人材	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営戦略・業務評価部の権限・体制強化 ✓ 売場を定点観測できる組織体制整備 ✓ 競技実施部門をはじめとする各部門の業務見直し・省人化・人的リソース再配分 ✓ 中途採用の強化と適材適所の専門人材配置 ✓ 人事評価制度の人事管理への反映

	主にJKA	JKA・全輪協共通
課題 II 投資のための財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係団体等がコストを削減し、財源をねん出するやり方の拡大の可能性 ✓ 民間事業者との連携における事業者負担(win-winとなる仕組みの構築を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 団体に特定の目的で留保されている資金や毎年の支出の妥当性を見直し

競輪事業の課題と今後の取り組みの方向性②

	主に全輪協	JKA・全輪協共通
課題Ⅲ 施行者間調整 ルールとインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 競輪場の強み・弱み分析を踏まえたビジネスモデルの構築への中期的視点での取り組み ✓ 施行者に対する客観的かつ透明性の高い基準策定(施設面、顧客サービス等のソフト面等) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Gレースの開催決定や開催日程調整とインセンティブ付与との関係整理 ✓ リスクのある取組みにチャレンジする仕組み(投資判断しにくい取組みへの民間の関与とリターンの仕組み)

	JKA・全輪協共通
課題Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの根底にある共通課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 迅速で適切な意思決定・リソース配分を行うための、現在の競輪最高会議を頂点とする意思決定プロセスやJKAと全輪協と個々の施行者の関係性の再整理



課題Ⅰ～Ⅲ及びその根底にある共通課題を克服することに関し、現行法令上で対応が可能か等検討・整理する必要あり。

課題毎の法令面の論点①

課題等	現状(法令上の規定)	関連条文及び参照条文該当ページ	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課題 I</div> JKAの 組織・人 材	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業大臣は、競輪振興法人、競技実施法人及び小型自動車競走振興法人としてJKAを指定 ● 競輪振興法人、競技実施法人及び小型自動車競走振興法人はそれぞれの業務遂行の範囲が限定 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 競輪振興法人の指定基準及び法定業務(法第23条及び28条、法第24条及び施行規則第38条)(※) ✓ 競技実施法人の指定基準及び法定業務(法第38条、39条、40条及び43条) 	1～5 5～7
	<ul style="list-style-type: none"> ● 競輪振興法人は、競輪施行者から競輪振興法人へ交付される交付金の用途が限定されているとともに、区分経理も必要 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 交付金の用途制限(法第29条)(※) ✓ 競輪関係業務に関する区分経理(法第30条)(※) 	7～8 8
	<ul style="list-style-type: none"> ● 競輪振興法人及び競輪実施法人は、業務実施方法書や毎年度の事業計画・収支予算書等を作成・公表が必要 ● 経済産業大臣は、法施行に必要な限度における競輪関係業務、競技実施業務及び小型自動車競走関係業務に関し監督上必要な命令等が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施方法書等の制定・変更・公表(大臣認可)(法第26条及び41条)(※) ✓ 事業計画書・収支予算書の作成・公表(大臣認可)及び事業・決算報告・公表(法第27条及び42条)(※) ✓ 大臣の命令・監督(法第34～36条、46～48条及び第53条)(※) 	8～ 11 11～ 12 12～ 16

(※) 小型自動車競走法にも同様の規定あり

課題毎の法令面の論点②

課題等	現状(法令上の規定)	関係条文及び参照条文該当ページ	
課題Ⅱ 投資のための財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 競輪施行者は、競輪実施事務等に関し民間事業者等との業務連携(委託)が可能 	✓ 競輪実施事務の委託(法第3条)(※)	16～17
	<ul style="list-style-type: none"> ● 競輪振興法人は、競輪施行者から競輪振興法人へ交付される交付金の使途が限定されているとともに、区分経理も必要 	✓ 交付金の使途制限(法第29条)(※) ✓ 競輪関係業務に関する区分経理(法第30条)(※)	17～18 18
課題Ⅲ 施行者間調整 ルールとインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 競輪施行者は、競輪事業の収支に関する帳簿を整備し、競輪開催後に経済産業大臣に収支決算等を報告 	✓ 競輪施行者の帳簿等の整備、競輪開催後の報告(自転車競技法施行規則第33条・34条)(※)	19～20
	<ul style="list-style-type: none"> ● 競輪施行者は、競輪の公正・安全の確保のために必要な措置を講ずることが必要 ● 経済産業大臣は、法律の施行を確保するため必要があるときは競輪施行者等に対して命令等が可能 ● 競輪施行者は、競輪の収益使途制限や必要な活性化策実施に努めることが必要 	✓ 施行者による競輪場内の秩序維持(法第49条)(※) ✓ 経済産業大臣の命令等(法第50～53条及び55条の3)(※) ✓ 収益使途制限及び競輪活性化への努力義務(法第22条及び55条の2)(※)	20～21 21～25 25～26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 競輪施行者は、限定された範囲内での競輪の開催が可能 	✓ 競輪の施行と開催の範囲(法第1条、7条及び自転車競技法施行規則第16条)(※)	26～29

(※) 小型自動車競走法にも同様の規定あり

課題毎の法令面の論点③

課題等	現状(法令上の規定)	条文
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 課題Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの根底にある共通課題 </div> 意思決定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 規定なし

その他の法令面の論点

課題等	現状(法令上の規定)	関連条文及び参照条文該当ページ
スポーツコンテンツやエンターテインメント性を重視した国際自転車競技に近い競輪	<ul style="list-style-type: none"> ● 競走路の基準等国際規格とは異なる規格で競輪を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設の規模、構造及び設備並びに配置基準(自転車競技法施行規則第10条第4号に基づく告示) 30～ 34
社会還元	<ul style="list-style-type: none"> ● 賭博行為の阻却のために、補助事業(機械工業の振興及び公益の増進)による社会還元を幅広く実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法の目的(法第1条)(※) ✓ 競輪振興法人の法定業務(法第24条)(※) 34～ 35 35～ 37

(※) 小型自動車競走法にも同様の規定あり